

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-8 小型船舶係留索の強化</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 船舶所有者</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っている。 府では今年度、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を行った。 今後もこの取組の継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、許可を要しない場所での係留船舶への周知徹底が必要である。 風水害訓練、地震津波訓練、その他水防訓練時の参集訓練、連絡体制の強化を図った。</p>
--	--	--	--	--	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時及びパトロール時に指導を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 水面占有者に対し、継続許可時に安全管理を指導している。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底が必要である。</p>

<p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。 大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、既存の係留施設の統廃合等による利用形態の転換も念頭に引き続き検討を実施していく。</p>
---	--	--	--	---	--

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 小型船等の保管が可能な場所について、適切な施設の選定を引き続き検討を行っている。</p>	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 船艇による調査を実施し、大阪港海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行なうとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。 引き続き放置艇・沈船の調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p>
---	---	---	---	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 船艇による調査を実施し、大阪港海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 現在、放置艇等の調査を実施し現状について把握を行っている。沈船については順次予算措置をし撤去を行っている。 (海上保全) 放置艇を把握するために船舶検査票による検査切れ対象船等の調査を行っている。沈船についても状況確認や所有者不明分の回収に努めている。平成26年度は沈船3隻(FRP 1隻、木船1隻、小型台船1隻)回収。平成27年度は実績なし。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海上保全) 資器材及び処分費用等の確保。放置艇及び沈船の調査を引き続き行う。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化

<p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部が被害を受けた場合、第五管区海上保安本部から情報を発表できるよう、「大阪港船舶津波対応要領」の改定を行い、関係者に周知した。 また、第五管区海上保安本部では、管下保安部署の通信機能が被災した場合を想定し、平成24年12月1日から各港長の勧告などについて、各船舶へは国際VHF放送により、各海事関係者へはインターネットやファックスにより配信することとし、この他、放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取り組みを行っている。 船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPIに掲載され周知をおこなっている。</p>
--	---	--	--	--	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪海上保安監部】 第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、管下保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取組みを開始している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催した津波による船舶の避難等に係る検討会等により、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。今後は、こうした成果をふまえ情報発信をおこなっていく。</p>	<p>【大阪海上保安監部】 継続して大阪市港湾局と検討を行う。</p>

<p>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p>	■		<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部と連携し、大阪府・大阪市ともに船舶津波対応要領を作成し、関係者に周知した。(大阪府・平成23年3月、大阪市・同6月) 船舶、代理店、関係者の取るべき措置等を定めているが、船舶避難の優先順位の調整や3.11東日本大震災の教訓を踏まえた対策を作成することが課題となっている。 平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPIに掲載され周知をおこなっている。 平成26年度はこうした成果を受けて、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」の改正を行った。</p>
平成27年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪海上保安監部】 大阪府・大阪市と協力して、船舶津波対応要領の作成、周知を行った。</p> <p>【大阪フェリー協会】 船舶の避難マニュアルの整備。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 近畿運輸局および公益社団法人神戸海難防止研究会が開催した津波による船舶の避難等に係る検討会等により、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめをおこなった。それらの成果を踏まえて、避難順序等示した船舶の避難マニュアルの策定等を追記した「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」を改訂した。</p>			<p>【大阪海上保安監部】 船舶避難の優先順位の調整等。継続して大阪市港湾局と検討を行う。</p> <p>【大阪フェリー協会】 ・フェリー事業者マター+α。 ・ターミナルエリアでの共通対応モデルの作成。</p>	

<p>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 荷役に有利な位置での着岸を要求されるものの極力出船形式での着岸を求めているが、時間と費用が高むことや強制力が無いこともあり100%の実施は困難な状況である。 フェリー船等は、専用岸壁化した施設整備の問題や、相手港の関係もあり、出船形式への変更は難しい状況となっている。 危険物船は満載で入港してくることから安全性への配慮、荷役設備の関係等から出船による着岸に慎重にならざるを得ない。しかしながら、コンテナ船等の貨物船の場合は関係者の理解等一定の課題整理をおこなえば可能性がないわけではないため、船舶の避難などでの検討会等で抽出された見解をもとに、引き続き検討を実施する。</p>
---	--	--	---	---

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪フェリー協会】 港外避難に有利な着岸形式の検討。 【大阪市港湾局】 (海務) ③-1, 2において船舶の避難時に検討し抽出された課題をもとに、ひきつづき検討を行っていく。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p> <p>【大阪フェリー協会】 フェリーは専用バース 相手港関連もあり。 【大阪市港湾局】 (海務) 出船による着岸は、操船支援のタグボートの配備が必要になるなどコスト負担の問題がある。</p>
--	---

<p>③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪港内には適当な水域がなく、避難水域の確保が困難な状況であるため、視点を変えた係留場所や港外退避について検討が必要となっている。 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果をもとに、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」を改正し推奨避難場所として掲載した。 大阪港内の既存の係留施設の統廃合等による利用形態の転換も念頭に引き続き検討を実施していく。</p>
--	--	--	---	--

平成27年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等</p>
---	-------------------------------------

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(20)：船舶避難情報の充実					
<p>④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-1</p>				<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪海上保安監部が被害を受けた場合、第五管区海上保安本部から情報を発表できるよう、「大阪港船舶津波対応要領」の改定を行い、関係者に周知した。 また、第五管区海上保安本部では、管下保安部署の通信機能が被災した場合を想定し、平成24年12月1日から各港長の勧告などについて、各船舶へは国際VHF放送により、各海事関係者へはインターネットやファックスにより配信することとし、この他、放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取り組みを行っている。 船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPに掲載され周知をおこなっている。</p>

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(29)：波及被害の低減

<p>⑤-10 渡船機能の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等）</p> <p>【関連アクション】</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 利用者に対し避難地等を記載した周辺見取図を各渡船場に整備するとともに、渡船被災時の渡船利用（運行状況等）に関する情報をホームページで周知した。 また、渡船機能を確保するため、係留索の強化（増取・強化）を行うこととしているが、津波来襲時のシミュレーション数値を基に、流速や、海面の高低状況を確認し、水域の広さについても確保できるかなどを考慮したうえで、比較的影響の少ない水域について検討をすすめている。 避難地を記載した周辺見取り図を各渡船場に提示し周知済み。また、船舶の避難場所について検討を進めたが、地理的な条件から適当な避難場所が見つからない航路もあり、統一的な対応をすするほうが乗組員に混乱を招かないという判断から、全渡船係留強化で対応することとした。</p>
---	---	--	--	---

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市建設局】 平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海務）平成27年7月に近畿運輸局から、渡船における津波避難マニュアル（簡易版）の作成指導があり、航路ごとに作成した。</p>	<p>【大阪市建設局】 ・災害応急対策マニュアルの軽微な調整を図る。 ・実態にあった災害応急対策マニュアルの修正を検討していく。</p> <p>【大阪市港湾局】 （海務）マニュアルに基づいた避難訓練を検討し、変更が生じた場合は、その都度マニュアルの修正を行う。</p>